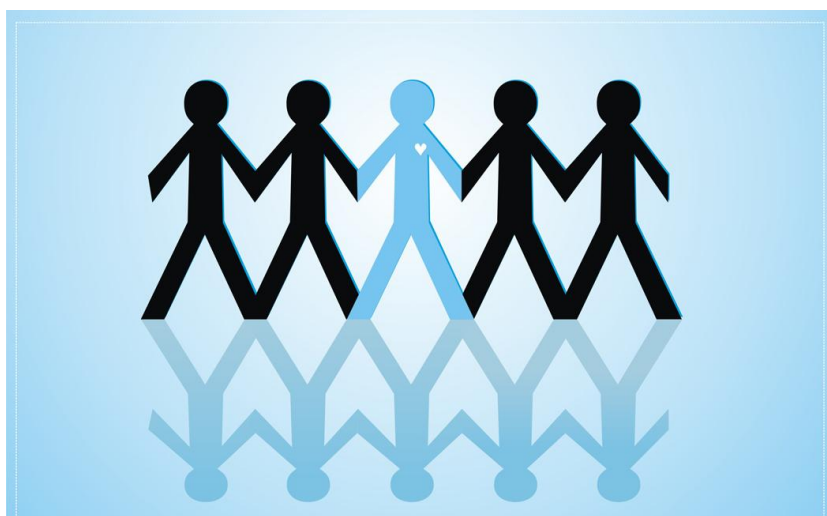


平成28年度

八代市がまだしもん応援事業  
(市民提案型協働事業・行政提案型協働事業)  
募集要領



八代市 市民環境部 市民活動政策課

## 目 次

提案型協働事業の目的	2
提案できる団体	3
提案事業の種類	3
提案対象となる事業	5
事業の期間	5
事業経費	5
審査及び選考	6
情報公開等	7
提出方法	7
提出書類	7
応募から事業実施・完了までの流れ	8
参考	
よくある質問Q&A	9
申請書等(様式)	10



## 提案型協働事業の目的

さまざまな分野で複雑化・多様化する市民のニーズ、地域課題や社会的課題にきめ細かく対応していくため、NPOや地域で活躍されている団体など、様々な主体と行政とが、共に知恵と力を出し合いながら取り組んでいくことが、これまで以上に必要となってきます。

そこで、地域課題について、市民活動団体の豊かな発想を活かした提案を募集し、提案団体と行政がパートナーとして、お互いの特性を尊重し、協働による解決を図るものです。

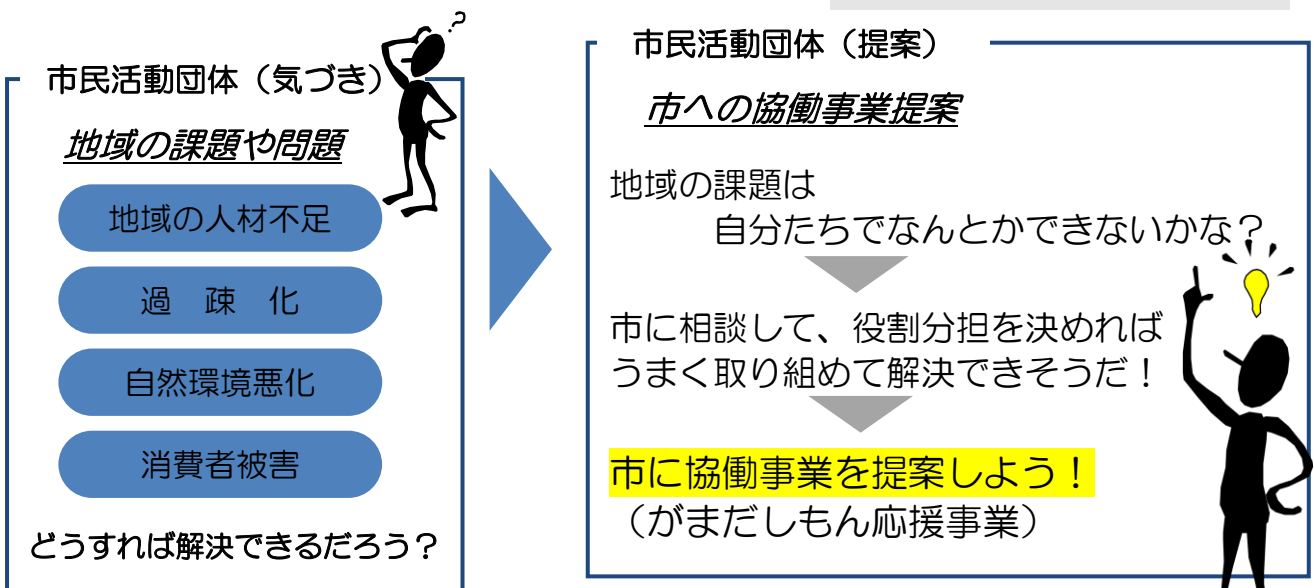
## 提案型協働事業の概要

提案型協働事業は、地域課題について市民活動団体から事業の提案を募り、効果的な提案があった市民活動団体と行政が、あらかじめ事業目的や内容、お互いの役割分担について話し合い、事業を実施します。

事業は、提案団体自らがテーマを設定する「市民提案型協働事業」と、あらかじめ市がテーマを設定した「行政提案型協働事業」の2種類があります。

なお、提案内容や、選考内容、事業経過については、随時、ホームページ等で情報を公表することにより、透明性の確保や情報共有を図ります。

## 提案型協働事業のイメージ



### 協働事業の1例

#### 「地域の防犯活動を行いたい」

##### 【役割分担】

##### 市民活動団体（NPO）

- ・パトロール（見回り）
- ・危険箇所調査、マップ作成・声かけ

##### 市（行政）

- ・広報活動
- ・調査用地図提供
- ・関係機関（警察）との連絡調整



### 市民活動団体と市（協働）

地域の課題解決に取り組むために、市民活動団体と市の強みを活かして、協働（対等な立場に立ち）することで八代市を活力あふれる、住みよいまちにしていきましょう！

## 提案できる団体

ポイント!

提案(応募)ができる団体は、次に掲げる要件のいずれかに該当する団体です。

1. 「八代市市民活動団体登録要領」に基づく登録団体
2. 八代市内に主たる事務所又は活動場所を有する公益法人、自治会等の自治組織等で、次の要件をすべて満たす団体
  - (1) 5人以上の構成員で組織していること
  - (2) 組織の運営に関する定款、規約又は会則等があること
  - (3) 予算・決算及び会計処理が適正に行われていること
  - (4) 提案時において1年以上継続して活動し、今後も活動が見込まれること
  - (5) 活動の目的が宗教、政治に関するものでないこと
  - (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が役員である団体でないこと

## 提案事業の種類

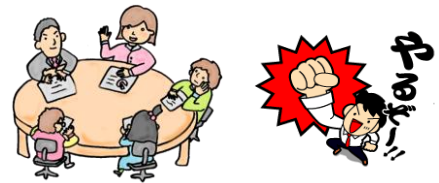
多様化する地域の課題解決等のため、市と市民活動団体等が協働して実施する事業で、次の2種類があります。

### (1) 市民提案型協働事業

地域課題を解決するために実施する事業(課題をどのような事業や手法で解決するかを提案してください。) ※テーマは自由です

#### \* 市民提案型協働事業の一例(平成27年度採択事業) \*

- ・ 語れる畳屋さん倍増プロジェクト その式(経済活動)
- ・ 地域防災活動者養成事業(災害救護)
- ・ 八代妙見祭神幸行列「白和幣」参加のための保存管理と学習会の開催(文化・芸術・スポーツ)
- ・ 麦島城歴史資料等の整備(文化・芸術・スポーツ)
- ・ 公共交通利用者を活用したまちづくり事業(まちづくり)
- ・ こんまちの歴史伝統ば残すったい! プロジェクト(まちづくり)



### (2) 行政提案型協働事業

あらかじめ市がテーマを設定し、その課題解決のために実施する事業。(市が設定した課題をどのような事業や手法で解決するかを提案してください)

#### テーマ① 地域活動拠点施設(コミュニティセンター等)の有効活用についての提案

事業の  
目的

今後予定されている公民館等施設のコミュニティセンター移行に向けて、地域それぞれの特性や課題に合わせた、施設の有効活用の方策について検討することを目的とします。

事業の条件	地域活動の拠点となるコミュニティセンターの有効活用について、各地域協議会の役員やその構成団体の皆さんの意見等も踏まえながら検討いただき、成果物として有効活用の方策を提案いただきます。
助成額	市が負担する額は <u>30万円</u> を上限とします
役割分担	提案団体…事業の企画運営 行政…参加者の募集、会場の手配、会場設営等の人的支援(1~2名程度) ※公民館等使用料は市が負担
担当課	市民活動政策課(問合せ:33-4482)

テーマ② 地域防災活動者の養成についての提案

事業の目的	大規模災害時において行政でできることは限界があるため、災害時における地域の自助・共助による対応力を高めるため、市内各校区で地域に根差した防災要員の育成を目指します。
事業の条件	地域の防災活動の中心となるリーダーを育成するため、災害基礎知識や救急救命等の講座を市内3会場以上で開催することを期待します。 講座の開催にあたっては、出来るだけ若い世代の参加を促すことを期待します。
助成額	市が負担する額は <u>25万円</u> を上限とします
役割分担	提案団体…事業の企画運営、資機材の調達等 行政…参加者の募集、会場の手配、災害救護食等の提供 ※公民館等使用料は市が負担
担当課	危機管理課(問合せ:33-4112)

※公民館等の会場使用料は市が負担します

※事業実施にあたり、日程、会場などの調整のために双方による協議を行います



ポイント!

## 提案対象となる事業

対象となる事業は、次の要件をすべて満たしている事業です。

- (1) 八代市内で実施する公益的な事業であり、提案団体と八代市が協働して取り組むことによつて、地域課題や社会的課題の解決が図られる事業
- (2) 新規事業であり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (3) 団体と市の役割分担が明確かつ妥当であり、協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業
- (4) 団体の先駆性、専門性、柔軟性等を活かした新しい視点からの取り組みである事業
- (5) 協働担当課との事前協議(事業説明等)がなされている事業
- (6) 予算の見積り等が適正であり、提案した団体が実施することが可能である事業
- (7) 次の要件のいずれにも該当しない事業
  - ア 受益の対象が特定の個人や団体であるもの
  - イ 公序良俗に反するもの
  - ウ 原則として、該当年度に他の制度による補助金等の対象となっているもの(八代市や県などの制度による補助金等の対象となっている場合はご相談ください)

## 事業の期間

提案を募集する事業は、原則として単年度(1年)事業とします。

ただし、市が継続して実施することが必要と判断したものについては、3年を限度として事業を実施することができますが、提案書は毎年度提出が必要です

ポイント

## 事業経費

- (1) 事業費のうち市が負担する額は、適切な役割分担について十分な調整を図り決定した額とし、上限を1事業あたり50万円とします。※行政提案型協働事業は4ページをご覧ください。
- (2) 助成金の対象となる事業経費については、次表のとおりとします。
- (3) 市が負担した事業経費について、事業実施後に余剰金が発生した場合は、返還を求めるものとします。

項 目	市の負担の対象となる例	対象とならない例
謝 金	・外部の講師への謝金・出演料 ・対象事業のため必要と思われる団体構成員等への謝金	・団体構成員に対する、団体の経常的な活動に要するもの
旅 費	・講師の旅費 ・交通費 ・ガソリン代 ・必要な調査や打合せに係る交通費 ※市の旅費規程に準じる	・構成員の視察及び研修旅行 費等
食 糧 費		・会議等の茶菓子代、飲食代 ・スタッフの飲食代
事 務 用 品	・対象事業に必要な事務用品	
印 刷 費	・ポスター、パンフレットの作成 ・資料等のコピー代	
通 信 費	・切手代、郵送料、宅配便代	・電話代、インターネット代
保 険 料	・講師、参加者の保険料	・車の損害保険料
使 用 料 借 り 上 げ 料	・会場借上げ料 ・音響、映像機材借上げ料	・団体の事務所の賃借料 ・定期的に行う会合の会場使用料等
原 材 料 費	・対象事業に必要な材料	
物 品 購 入 費	・対象事業に使用する備品	



## 審査及び選考

- (1) 第1次審査は、提案された書類を、八代市市民環境部が審査します。書類審査のほかに事業内容について、団体の代表者に事業概要の説明を求めることがあります。
- (2) 第2次審査は、提案団体のプレゼンテーションによるものとし、その後、提案内容及び活動内容について市民協働活動審査会委員が質問を行い、提案団体からの聴取結果や協働担当課及び第1次審査時の意見などを総合して、市民協働活動審査会が評価を行い実施する協働事業候補を選考します。
- (3) 選考結果については、すべての提案団体に通知します。

### 【基本的な審査基準】

審査項目	評価の視点
① 地域・社会の問題解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容は地域や社会的課題を踏まえたもので、その解決につながるか。</li> <li>・具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上につながるか。</li> </ul>
② 役割分担と相乗効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の役割分担が明確かつ妥当であるか。</li> <li>・協働で実施することにより相乗効果が期待できるか。</li> </ul>
③ 先駆性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい視点からの取り組みであり、今後のモデル事業となり得るか。</li> </ul>
④ 実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施期間内に確実に終了できる方法、計画で立案されているか。</li> <li>・団体には事業遂行上の専門性及び経験が十分にあり、また、市との協働事業を達成する能力があると認められるか。</li> </ul>
⑤ 経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容を実現するために適正な経費見積もりとなっているか。</li> </ul>

- (4) 第2次審査(プレゼンテーション審査)  
 プレゼンテーション審査は、審査基準「審査項目」の5項目を1点から4点の点数制で評価します。**(1団体の説明時間は質疑応答含め10分とします)**

### 【判断基準】

4点	評価できる
3点	どちらかといえば評価できる
2点	どちらかといえば評価できない
1点	あまり評価できない



## 情報公開等

事業の公正性、透明性を高めるため、提案者から提出されたものについては、次のとおり取り扱います。

- (1) 提出された提案はすべて市民協働活動審査会に提出します。
- (2) 提出された応募資料は、採択・不採択に関わらず原則として情報公開の対象とし、事業の名称、目的、概要及び審査結果などはホームページ上で公表します。また、事業実施の対象となった場合は、団体の名称についても公表します。

## 提出方法

- (1) 提出先(事務局)

**八代市役所 市民環境部 市民活動政策課へ直接持参**

(八代市総合福祉センター2階)※代陽公民館となり

＜事務局 お問合せ先＞

八代市役所 市民環境部 市民活動政策課

〒866-0863 八代市西松江城町町2-17

TEL:0965-33-4482 FAX:0965-33-5033

- (2) 提出物

※下記提出書類参照

※書類の不備等がある場合は受付できませんので、予めご了承ください。

- (3) 受付期間及び提出期限

**平成28年5月27日(金)～平成28年6月30日(木)**

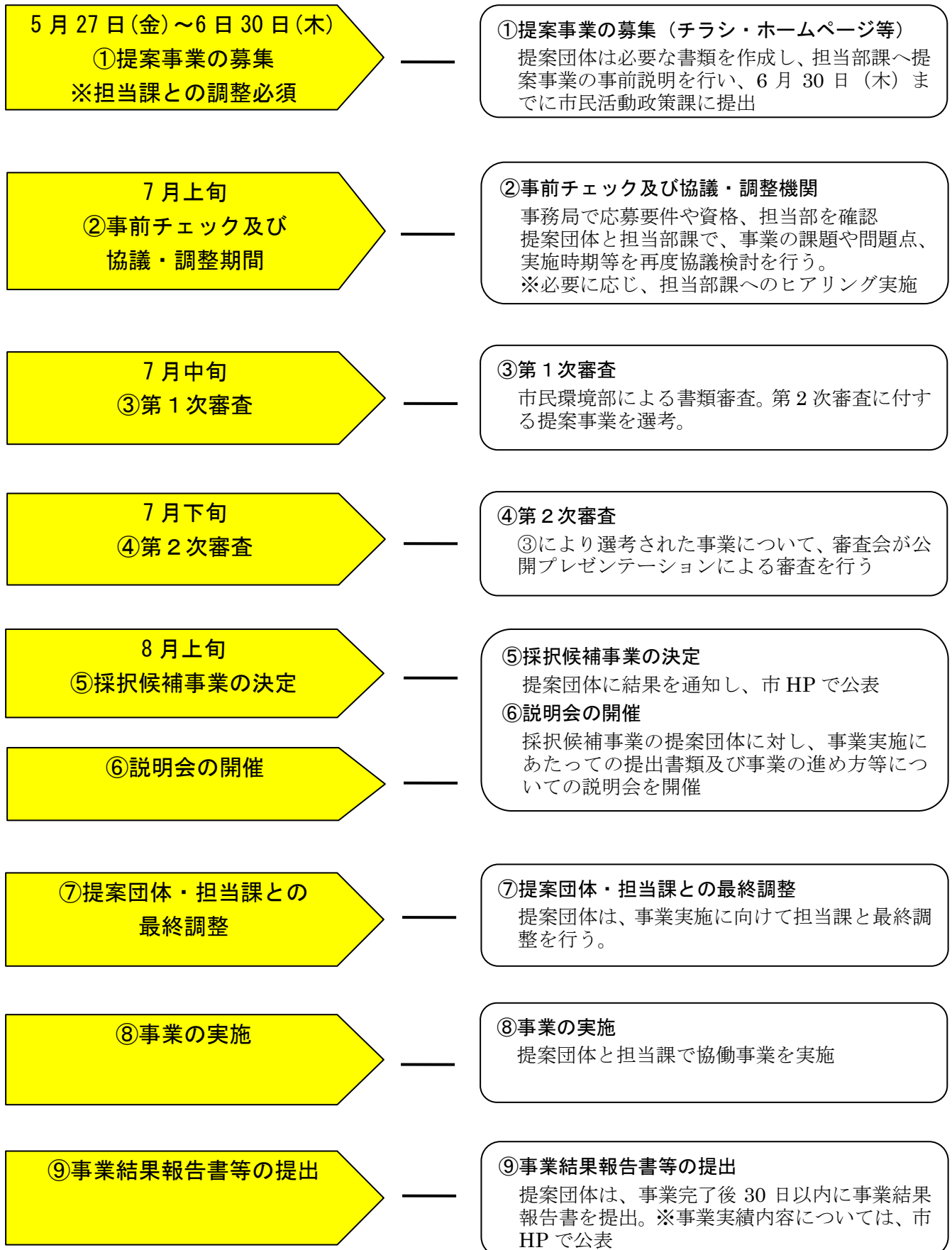
## 提出書類

- ① 八代市がまだしもん応援(市民提案型協働)事業 提案書(様式第1号)
- ② 協働事業計画書(様式第2号) ※3枚
- ③ 協働事業収支予算書(様式第3号)
- ④ 団体概要書(様式第4号)
- ⑤ 団体の定款、規約、会則等 \*
- ⑥ 団体の役員、会員名簿(既存の名簿の写しでも可) \*
- ⑦ 団体の前年度活動報告書及び収支決算書(様式は任意) \*
- ⑧ 団体の法人市民税納税証明書(納税義務のない団体は不要)
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

**※「八代市市民活動団体登録要領」に基づく登録団体は⑤～⑦は提出不要**



## 応募から事業実施・完了までの流れ





## 提案型協働事業とはどういうことですか？

- A. 複雑化・多様化する地域の課題や問題解決のために、市民の皆さん（市民活動団体）の豊かな発想力を活かした解決策を事業提案していただき、市と団体とがお互いの良いところを高め合い、弱いところを補い合うことで、よりよい市民サービスの向上につなげる事業のことです。

## Q. 提案対象となる事業はどのようなものですか？

- A. 八代市内で実施する公益的な事業であり、団体と市とが協働することによって地域課題や問題解決につながると考えられる新規の事業です。このほかにも、事業や団体の先駆性や専門性、協働内容における役割分担が明確に決められているかなどをクリアしていただく必要があります。（資料P3 参照）
- A. 講演会や祭などの一時的なイベントによる啓発活動よりも、その活動の継続性が見込める事業のほうが良いでしょう。

## Q. 個人でも提案できますか？どんな団体でも応募できますか？

- A. 提案できるのは、資料P3に記載のとおり、八代市市民活動団体登録要領に基づく登録団体若しくは、八代市内に主たる事務所又は活動場所を有する公益法人、自治会等の自治会組織等で、要件をすべて満たす団体です。（資料P3 参照）

## Q. 複数の提案はできますか？

- A. 1年度につき1団体1事業の応募とします。複数の提案はできません。

## Q. 事業の補助額はいくらですか？

- A. 担当部課、事務局との調整により対象経費と認められるものについては、上限50万円として補助を行います。※行政提案型協働事業については、P4参照

## Q. いまから団体をつくって活動しようと思います。提案は可能ですか？

- A. 提案時において1年以上継続して活動しておられ、今後も活動が見込まれる団体としております。平成28年4月1日現在で1年以上の活動が認められる場合は、提案（応募）は可能です。